

2 労（産）第 129 号  
令和 2 年 9 月 8 日

経済団体 各位

愛媛県経済労働部長  
(公印省略)

令和 2 年度中核産業人材確保支援制度に係る企業募集リーフレット及び  
学生募集リーフレットの配布について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

貴職におかれましては、日頃から本県の経済労働施策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、本県では、昨年度に引き続き、県内産業を支える中核人材となる大学生及び大学院生の県内定着や U I J ターン就職を促進するため、大学生等が卒業後、本制度に登録した県内の企業に就職した場合に、県と登録企業とで出捐した基金により、奨学金の返還を助成する制度（中核産業人材確保支援制度）を実施いたします。

つきましては、事業の趣旨に賛同いただける企業を募集しておりますので、大変恐縮ですが、別添リーフレット(※)により貴下会員企業の皆様へ本制度を御周知いただくなど、より多くの企業が本制度に登録いただけますよう御協力をお願いいたします。

併せて、学生募集リーフレット(※)を同封しておりますので、ご参考としてください。

(※) PDF ファイルを県ホームページ（中核産業人材確保支援制度ページ）に掲載しておりますので、メール等での周知に御活用ください。

**【担当】**

愛媛県 経済労働部 産業雇用局

労政雇用課 産業人材室 産業人材グループ 増原

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

TEL : 089-912-2509 FAX : 089-912-2508

E-mail : sangyoujinzai@pref. ehime. lg. jp

新入(新卒)社員の確保・定着でお悩みの企業の皆様へ!

令和4年4月に  
愛媛で就職する  
大学生を応援!

令和2年度

# 登録企業を 募集します。

人材確保  
&  
学生支援

(愛媛県中核産業人材確保支援制度)

## 中核産業人材確保支援制度とは

愛媛県では、県内産業を支える中核人材となる大学生・大学院生の県内定着やU・Jターン就職を促進するため、本制度に登録した県内の企業(登録企業)に就職した場合に、愛媛県と登録企業の協力により、奨学金の返還を助成する制度を創設しています。(※登録対象業種・方法は裏面をご確認ください。)

## ☆企業のメリット☆



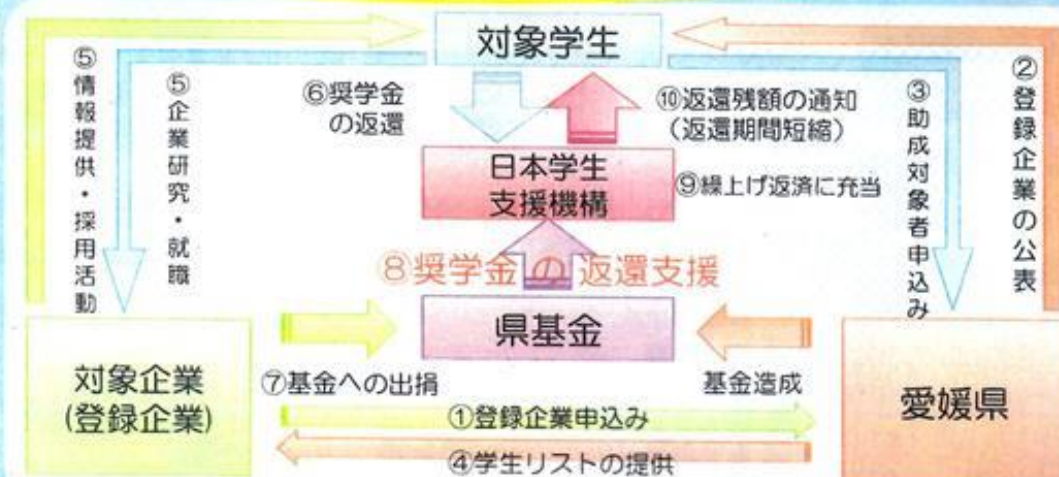
★PRに!  
企業名を周知  
(県HP・チラシ  
に掲載)

★採用に!  
県が認定した  
対象学生の  
リストを提供

★定着に!  
就労継続が  
助成の条件  
(最長7年助成)

※ 対象学生の採用がなかった場合、助成費用の負担はありません!

## 制度の 流れ



【お問合せ先】愛媛県 経済労働部 労政雇用課 産業人材室  
TEL : 089-912-2509 Email : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp  
URL : <https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/henkansienseido.html>

「愛媛県 奨学金返還支援」でQ検索



## 対象企業

○次の(1)と(2)のいずれにも該当する企業

(1) 大学生等の採用を予定している企業で、次のいずれかの要件を満たす企業

ア 愛媛県内に主たる事業所を有する企業

イ この制度の対象となる者を県内の事業所等で勤務させることを条件に採用する企業

(2) 以下の日本標準産業分類に属する事業を営む企業

ア「ものづくり産業分野」

・大分類 D 建設業

・大分類 E 製造業

・大分類 I 卸売業, 小売業

・大分類 L 学術研究, 専門・技術サービス業のうち小分類742 土木建築サービス業

イ「IT関連分野」

・大分類 E 製造業

・大分類 G 情報通信業

ウ「観光分野」

・大分類 M 宿泊業, 飲食サービス業

・大分類 N 生活関連サービス業, 娯楽業のうち小分類791 旅行業

## 登録の要件等

(1) 助成対象者を正社員として採用し、1年間継続して就業した場合、当該助成対象者への助成額の1/2に相当する額を基金へ出捐することを確約できること。

(2) 本制度を適用せずに助成対象者を採用する場合は、必ず助成対象者の同意を得ること。

(3) 助成対象者の採用後に、助成対象者の助成金交付申請に必要な在職証明書等を発行すること。

(4) この事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。

## 企業負担

(1) 県基金への出捐額

正社員として就業した翌年度から、正社員としての1年間の就業実績ごとに、助成対象者1人当たり、奨学金年間返還額の2/3または16.8万円のいずれか低い額の1/2

(1人当たり、年最大8.4万円の出捐)

最長7年間助成(1人当たり、年最大8.4万円×7年=最大58.8万円の出捐)

(2) 助成対象者の採用数上限

1社につき2名まで

(ただし、予算の範囲内で3名以上に対し、助成することも可能)

※対象学生の採用がなかった企業は、基金への出捐(企業負担)は不要です。

## 対象学生

○令和4年3月に大学又は大学院を卒業・修了予定の学生で、現在、日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)又は第二種奨学金(有利子)の貸与を受けている者

## 募集期限

令和3年3月31日(水)

※登録後、順次、県HPや大学への配付資料等に企業名を掲載させていただきます。

## 登録方法

(1) 提出方法 (2) の書類を郵送又は持参ください。

※募集年度ごとの申込みが必要です。

(2) 提出書類 様式は愛媛県のホームページで公開します。

① 愛媛県奨学金返還支援制度登録企業申込書(様式第1号)

② 法人登記の履歴事項全部証明書(3か月以内に発行されたもの)

③ 会社概要(概要が分かる会社案内、パンフレット等)

④ 誓約書(様式第2号)

【提出先・お問合せ先】 〒790-8570 愛媛県 経済労働部 労政雇用課 産業人材室

TEL : 089-912-2509 Email : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

URL : <https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/henkansenseido.html>

2022年4月に愛媛で就職するあなたに!

えま  
ひじ  
めめ

# 愛媛県奨学金返還支援制度

(中核産業人材確保支援制度)

愛媛で就活・  
就職するけん!

県 & 登録企業 → 奨学生



※県内・県外どちらも可

募集  
学生

- ★2022年3月に大学・大学院を卒業予定の学生
- ★日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている方

☆募集人数 100名

応募方法・詳細は ⇒

【募集期限 2021年1月15日(金)】



最大 **1,176,000** 円助成

※最大年16.8万円×  
最長7年間の場合

就職  
対象  
企業

【愛媛県内の次の分野の登録企業】 (参考) 前回登録企業数133社

- ★ものづくり産業分野： ※10月下旬以降、県HPに、順次、掲載予定  
建設業／製造業／卸売業、小売業／土木建築サービス業
- ★IT関連分野： 製造業／情報通信業
- ★観光分野： 宿泊業／飲食サービス業／旅行業

助成  
要件  
など

- ★県に応募し対象学生の認定を受けること。
- ★2022年4月に登録企業に就職すること。
- ★登録企業で就労を継続しながら、奨学金を返還すること。
- ★就労継続と奨学金返還の実績を毎年確認のうえ、奨学金年間返還額の2/3又は16.8万円のいずれか低い額を、就職1年経過後の2023年度から最長7年間助成します。
- ★助成金は、日本学生支援機構に支払われ、奨学金返還に充当されます。

※助成は受けられませんが、  
認定後、登録企業以外への  
就職も可能です。



【応募先・お問合せ先】〒790-8570 愛媛県 経済労働部 労政雇用課 産業人材室

TEL : 089-912-2509

Email : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

URL : <https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/henkansienseido.html>